

対象となる事案の範囲

令和3年6月3日

消費者庁

第3回の議論を踏まえた基本的な方向性と検討事項

基本的な方向性

請求・損害の範囲及び被告の範囲に関する基本的な考え方(支配性・係争利益の把握可能性)を踏まえつつ、現行法によって対象外となる請求・損害及び請求の相手方について制度の対象とすべきものがあるか検討する

検討事項

- ① 支配性及び係争利益の把握可能性との関係についてどのように考えるべきか
- ② 上記①も踏まえ、検討対象となる類型について、対象となる範囲をどのように考えるか

検討事項①: 支配性及び係争利益の把握可能性との関係

検討のポイント

- 支配性についてどのように考えるべきか
- 係争利益の把握可能性についてどのように考えるべきか
- 対象となる事案の範囲を検討するにあたり、支配性と係争利益の把握可能性をどの程度踏まえるべきか

【関係する主な意見】

- 基本的な考え方(係争利益の把握可能性あるいは支配性)を基本的に維持したうえで、現行法で対象外としている損害があまりにカテゴリーカルに対象から外しているということで、この中には基本的な考え方に照らしてみてもこの制度の対象とすることが十分に可能なものがあるのではないかという観点から検討していくということによいのではないか
- 本来、この制度は個々の消費者が持っている請求権につき、実際の権利行使が難しいという点を踏まえて、それを束ねることによって請求しやすくしようというものであることからいえば、集団的な消費者被害だと評価される事案については、それがあっても画一的に解決が難しい、非常に個別性の強い事案でもない限りは、基本的にはこの制度で取り扱うように持っていくのが本来の筋であり、支配性の要件が満たされているのであれば基本的には十分であって、それを個別の事案ごとに判断してもいいのではないか

(参考) 支配性について

「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難である」とはいえないこと(第3条第4項参照)

- 本制度は、できる限り手続をまとめて追行し、簡易迅速に消費者の請求権の存否及び内容を確定し、消費者の請求権の実効性を確保しようとするもの
 - このため、二段階目の手続において判断すべき個別の事情について、審理を適切かつ迅速に進めることが困難となるような場合には、本制度によって適切な判断や速やかな被害回復を図ることが難しい
 - 消費者は手続追行の負担から、手続への加入をためらいかねない
- ⇒「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認められるとき」(第3条第4項)には、訴えの全部又は一部を却下することができることを定めたもの

(参考)

○伊藤眞『消費者裁判手続特例法』(商事法務、第2版、令和2年)45ページ

「多数性や共通性の要件と異なって、支配性の要件は、共通義務確認訴訟手続そのものというよりは、後続の簡易確定手続の審理の状況を想定したものであるから、支配性の要件欠缺を理由として訴えの全部または一部を却下するのは、あくまで例外的な場合にとどまろう。」

○宗田貴行『消費者団体訴訟の理論』(信山社、令和3年)294ページ

「第一段階の確認訴訟の訴えの適法性判断時における、その判断においては、簡易確定手続において、『かなりの割合の者が、被害額の算定等のために個別に相当程度の審理を要することが想定されると断言できる場合』に限り、裁判所は、訴えを不適法なものとして却下することができるというべきである。」

(参考) 係争利益の把握可能性について

事業者にとって、一段階目の手続において、十分な攻撃防御を尽くすことができるように、二段階目の手続で行使されることが想定される債権の内容及びその総額(係争利益)についておおよその見通しを把握できること。

- 現行法上の関係する規律として下記がある

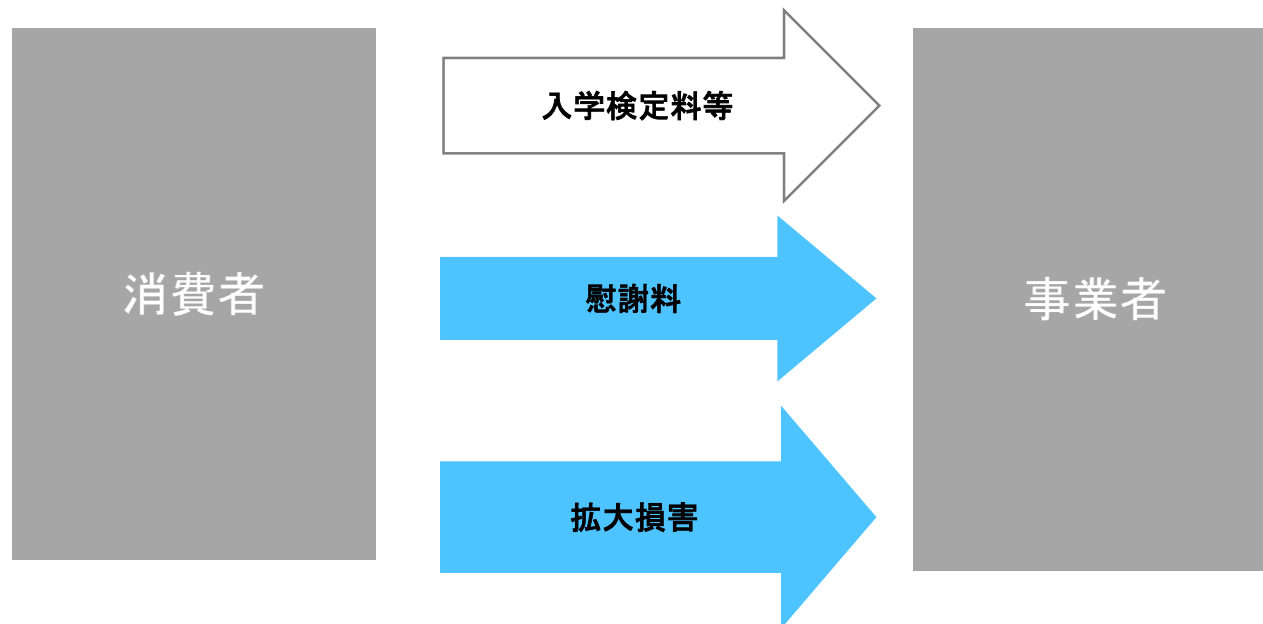
- ① 共通義務確認の訴えを提起するに際し、対象債権及び対象消費者の範囲を特定していること
- ② 対象となる請求を消費者契約に関するものに限定していること
- ③ 損害賠償請求の場合の損害の範囲について、いわゆる拡大損害や逸失利益、人身損害、慰謝料を除外していること
- ④ 被告の範囲について、直接契約関係にある場合を基本としつつ、それに類する場合として、当該契約に一定の関与をした事業者(※)についても必要な範囲で対象としていること

※ 不法行為に基づく損害賠償請求について、債務の履行をする事業者、勧誘をする・させる・助長する事業者を含めている

検討事項②：請求・損害の範囲（類型Ⅰ）について

類型Ⅰ：法第3条第2項により対象外となる損害のうち、
法第3条第1項・第2項に基づき対象となる請
求・損害に付随して生じる損害

（例）



第3回の議論に基づく検討のポイント

検討のポイント

- ① 付随して生じた損害であれば、どのような損害でも対象としようか
- ② 類型Ⅰと類型Ⅱは区別して考える必要があるか

【関係する主な意見】

(①に関するもの)

○どこまでを取り込むことが適切かどうかというのは、結局、訴訟経済的にある種の定型性がどの程度まで見込めるかということで決まってくる。それを前提にすると、定型的な被害に対する慰謝料もしくは慰謝料として言われているが事実上はある種の損害賠償的な性格を持っているものについて取り込んでいくことは可能であろうと思う一方、拡大損害については難しいという印象

○拡大損害的なものは画一性を満たすか疑問。画一性を満たさないものが多いのだとすると、被害額の算定について時間を要するのではないか。裁判所が画一的に認定しようと思うと、共通する被害の一部だけを認定することになり得るが、救済につながるのか

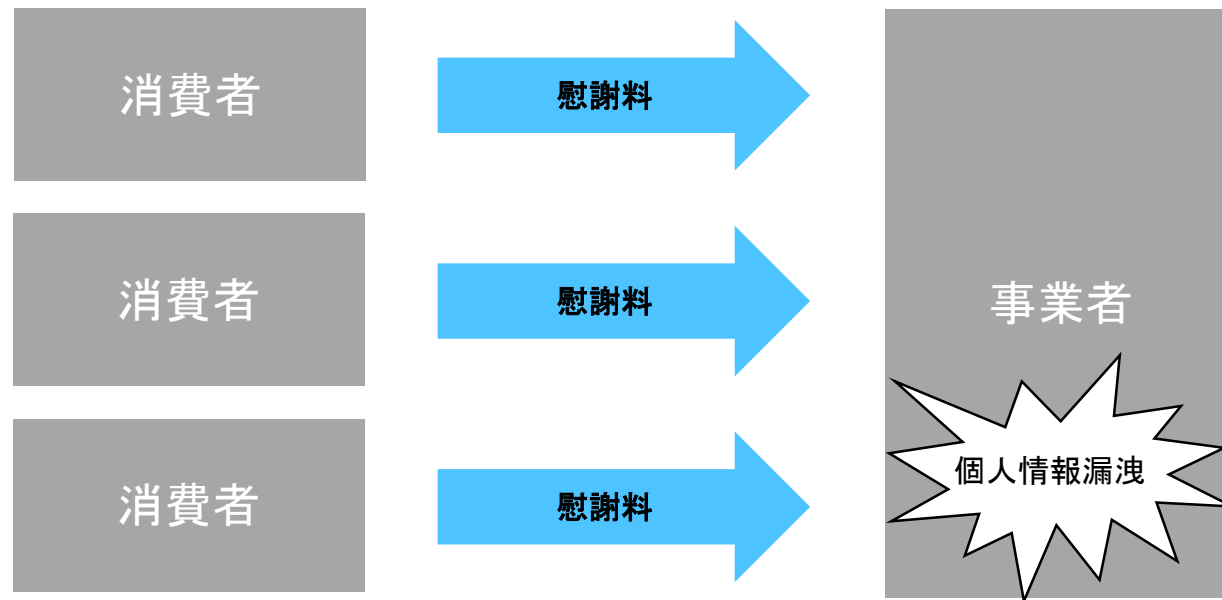
(②に関するもの)

○類型Ⅰ（付随的に生じるもの）は、付随性が理由ではなく、基本的な考え方に照らして認められるかが問題であり、類型Ⅱ（独立に画一的に算定可能なもの）とは、考え方として区別すべきものではないのではないか

検討事項②：請求・損害の範囲（類型Ⅱ）について

類型Ⅱ：法第3条第2項により対象外となる損害のうち、
類型ごとに画一的に算定可能なもの
（個人情報漏洩事案における慰謝料等）

（例）



第3回の議論に基づく検討のポイント(1)

検討のポイント

- ① 慰謝料について画一性が高いと認められる場合や、事実上算定が難しい損害の賠償を慰謝料という形で引き受けている場合、慰謝料を対象とすることについてどのように考えるか
- ② 個人情報漏洩事案における慰謝料を対象とすることについて、どのように考えるか

【関係する主な意見】

(①に関するもの)

- 事実としての損害レベルではかなり画一性が高いものを慰謝料の形で引き受けるというのはしばしば見られる。また、慰謝料の性格として多数の被害者について画一的な処理をすることを可能にする面も多々ある。そのため、予測可能性を考えても、それだけで慰謝料を落とすというのはおよそ適切ではない。ここで付随とされている類型も含めて慰謝料は入れていくことを考えるべき
- 「消費者裁判手続特例法 Q&A」において政府は「慰謝料についても、主に生命、身体、自由、名誉の侵害の場合に認められるものであり、逸失利益との間に相互補完性がある場合もあり、損害が契約の目的となるもの以外に生じている点で、いわゆる拡大損害と同質のもの」と整理をしているが、この整理を変えるだけの事実があるか
- 本制度の趣旨は、財産的被害の集団回復であり、精神的損害を取り扱うことにはなじまない。したがって、現時点で訴訟の第一段階が終了している大学入試試験の不正事案の対象としている受験料や交通費のように精神状態など被害者の個別の事情はあまり勘案せずに、被害額の算定が容易な案件のみを対象にすべきであり、対象となる事案の拡大には反対をしたい
- 本来、この制度は個々の消費者が持っている請求権につき、実際の権利行使が難しいという点を踏まえて、それを束ねることによって請求しやすくしようというものであることからいえば、究極的にはこの損害の範囲については類型Ⅱのようなものについては基本的には取り込んでいくべきであるし、慰謝料については、請求の中核になるような事案もあり、そういったことを考えても、広くそういったものは取り込んでいくべき

第3回の議論に基づく検討のポイント(2)

【関係する主な意見】

(②に関するもの)

- 名目上慰謝料だが事実上算定の難しい損害に対する補償的な機能と考えられるものの典型が、類型Ⅱのような個人情報漏えいのパターンであり、こういったものは制度内に取り込んでいくことが適切。相手方を信じて個人情報の利用を許したのに、その管理が適切に行われなかったという信頼に対する棄損が本体であると考えられ、一定の要保護性があり定型性もある事案である
- 個人情報漏えい事案のようなものの場合、真の意味で損害が生じていると言えるのか、法益侵害があったといえるのかどうか、権利侵害があったとしてそれが保護に値するものであるかどうかについて検討が必要。また、消費者がその救済を求めているのかどうか、それを金銭によって救済されることを本当に求めているのだろうかという点については、よく検討する必要がある
- 個人情報漏えい事案は、故意によるものは少なく、さらに言えば過失すらないものも多い。個人情報保護は重要だが、対応コストが大幅に増大するならば我が国全体で見たときにデータ利活用やデジタルイゼーションの妨げになり、かえって消費者の利益にならないのではないかと懸念する
- 本質的には信頼が守られること、自己の情報が不適切に漏えいしたり第三者に利用されないことがないようにするというものが本来の目的であるとするところ、そのような当事者の求めるものを本当に強制することを法制度の目的であるとするならば、直接的な行為義務を課していくことが解決策として想定されるが、事業者の観点から見た場合に負担軽減につながるかということについては注意深く検討すべき。むしろ、一定の安価・定型的な経済的な紛争解決手段を用意することによって、マルウェア事案のようにある程度対応の難しい問題が生じた場合においても迅速かつ定型的な解決が図れる手段を用意しておくほうが、デジタルトランスフォーメーションを進めるためには有益ではないか

(参考)慰謝料について包括一律請求がされた例①

○化粧石鹼に含まれた小麦由来成分にアレルギー感作を生じさせる成分が含まれていたためショック症状を起こしたことに関して各地で集団訴訟が提訴された事案では、原告らに一律の慰謝料額をもって評価したうえで、重症度に応じて差異を設ける旨の判断が連続している(東京地裁平成30年6月22日判決、福岡地裁平成30年7月18日判決、福岡高裁令和2年6月25日判決、大阪地裁平成31年3月29日判決等)(化粧石鹼事件)

【東京地裁平成30年6月22日判決】

「集団訴訟の実務では、多数の被害者のそれぞれについて損害を包括的に総体として把握し、共通する損害についての賠償を一律(グループ分けをしてグループ内で一律とする場合を含む。)に全部請求する、いわゆる包括一律請求の方式が採られることがある。これは、集団訴訟では、各原告が被った精神的苦痛を中心とする損害の内容に同質性があることから各原告に共通する損害を抽出しやすく、多数の被害者が原告となることから共通する損害の立証もしやすいことを背景とするものと考えられる。そして、原告がそのような共通する損害を抽出して主張立証することができるのであれば、包括一律請求の方式を否定する理由はない」とした上で、「各原告が共通して被った共通基礎損害を算定するに当たっては、原告ら全員が少なくとも被ったといえる損害の内容を考慮すべきこととなる。」との考え方をとった(重症度等は個別に判断)

○上記大阪地裁判決も同様の考え方をとっている

(参考)慰謝料について包括一律請求がされた例②

【福岡高裁令和2年6月25日判決】

原審と同様に、精神的苦痛を核心とする本件アレルギーにり患したことにより被った精神的苦痛に対する慰謝料を基本として、これに治療関係費に係る財産的損害等を含めて請求する「包括的慰謝料」の考え方をとった

その上で、請求の本旨を没却しない程度において概括的に本件アレルギー症状の発症による被害の程度を捉えた上、各一審原告につき、その程度ごとに共通して生じる被害のみを対象としてこれに相応する慰謝料の額を定めることができるとした

(①アナフィラキシー・ショック又はこれに準ずる症状の発症がいずれも認められない者については、200万円とし、②アナフィラキシー・ショック又はこれに準ずる症状を発症した者については、これに50万円を加算して250万円とした)
(具体的な慰謝料額を除き原審と同様の判断)

(参考)個人情報漏えい事案における主な慰謝料認容例

○最高裁平成15年9月12日判決(大学講演会事案(原告3名))

大学が、外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するために学生に提供を求めた個人情報を、本人の同意なく第三者(警察)に開示した行為につき、不法行為に基づく損害賠償請求を棄却した原判決を破棄差戻し(差戻後控訴審で一人当たり5000円の慰謝料を認容。東京高裁平成16年3月23日判決)

○最高裁平成29年10月23日判決(通信教育等事業者事案(個人訴訟))

通信教育事業等を営む事業者は、顧客の個人情報を分析するシステムの開発・運用等を外部事業者に委託していたところ、再委託先の従業員が、個人情報を外部に漏えいした事案に関して、損害賠償責任を否定した原判決(大阪高裁)を破棄し、精神的損害の有無等について更に審理を尽くさせるため、差戻し(差戻後控訴審で1000円の慰謝料を認容。大阪高裁令和元年11月20日判決)

○東京高裁令和2年3月25日判決(通信教育等事業者事案(原告462名))

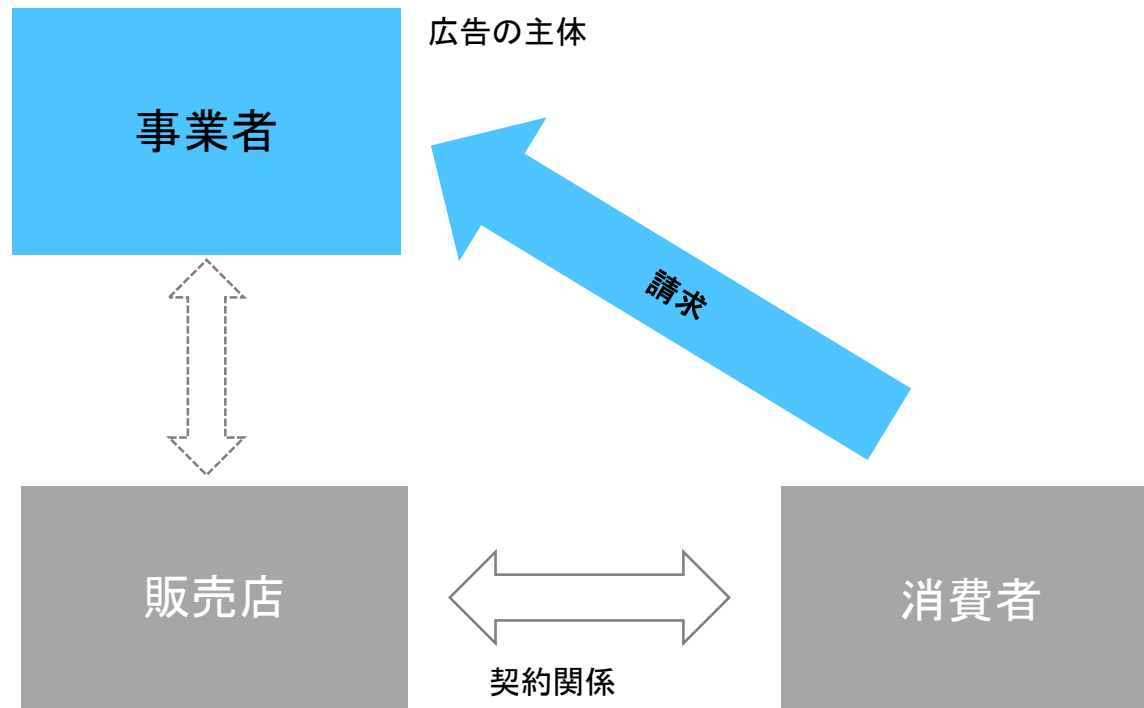
上記平成29年判決と同様の個人情報漏えい事案につき、一人当たり3000円の慰謝料を認容

請求・損害の範囲(類型Ⅲ)及び被告の範囲(類型Ⅰ)について

請求・損害の範囲(類型Ⅲ)・被告の範囲(類型Ⅰ):
直接的な契約関係でない事業者に対する請求
(景品表示法上の不当表示に係る民事上の責任を負う場合等)

※法第3条第1項第4号、同条第3項第2号参照

(例)



第3回の議論に基づく検討のポイント

検討のポイント

- ① 対象としてどのような場合を考えるべきか（契約締結過程や履行に関係する場合以外の事業者も含むか）
- ② 差止請求との関係をどう考えるか
- ③ 現行法上の解釈との関係をどのように考えるべきか
- ④ 対象となる範囲を明確化するために制度的な手当てが必要か

【関係する主な意見】

- 契約締結過程における情報提供という観点からも、非常に消費者契約と密接に関わる面があるところ、その部分について一番情報もにぎっており、かつ、消費者に対してまさに購入を働きかけ、その意思決定について非常に重要な役割を担っているところが落ちるのも適切ではないのではないか
- 今回の具体的な例として出されているのは消費者契約に関連性のある形での第三者かと思っており、製造物責任等も本当は考えるべきだとは思いますが、そこまでは今回の問題の提起には入っていないのではないか
- 景品表示上の不当表示が例示されているが、同法に基づく請求以外も含むとなると、被告の範囲が極めて広くなるため、事業者の予測可能性が非常に小さくなる
- 景表法の点について、差止めは認められるが、実際に被害が出たときにはこの制度が用意されていないのはアンバランスである
- 現行法で、すでに請求の範囲として「不法行為に基づく損害賠償の請求」が含まれており、また、被告の範囲として勧誘事業者が含まれている。直接的な契約関係にない事業者に対する請求について範囲を広げようとする、景品表示法上の不当表示の事案などにおいて、本来不法行為が成立しないケースまでも本法に基づく訴訟提起を引き起こす恐れがある。事業者に見えなく過重な負担となる

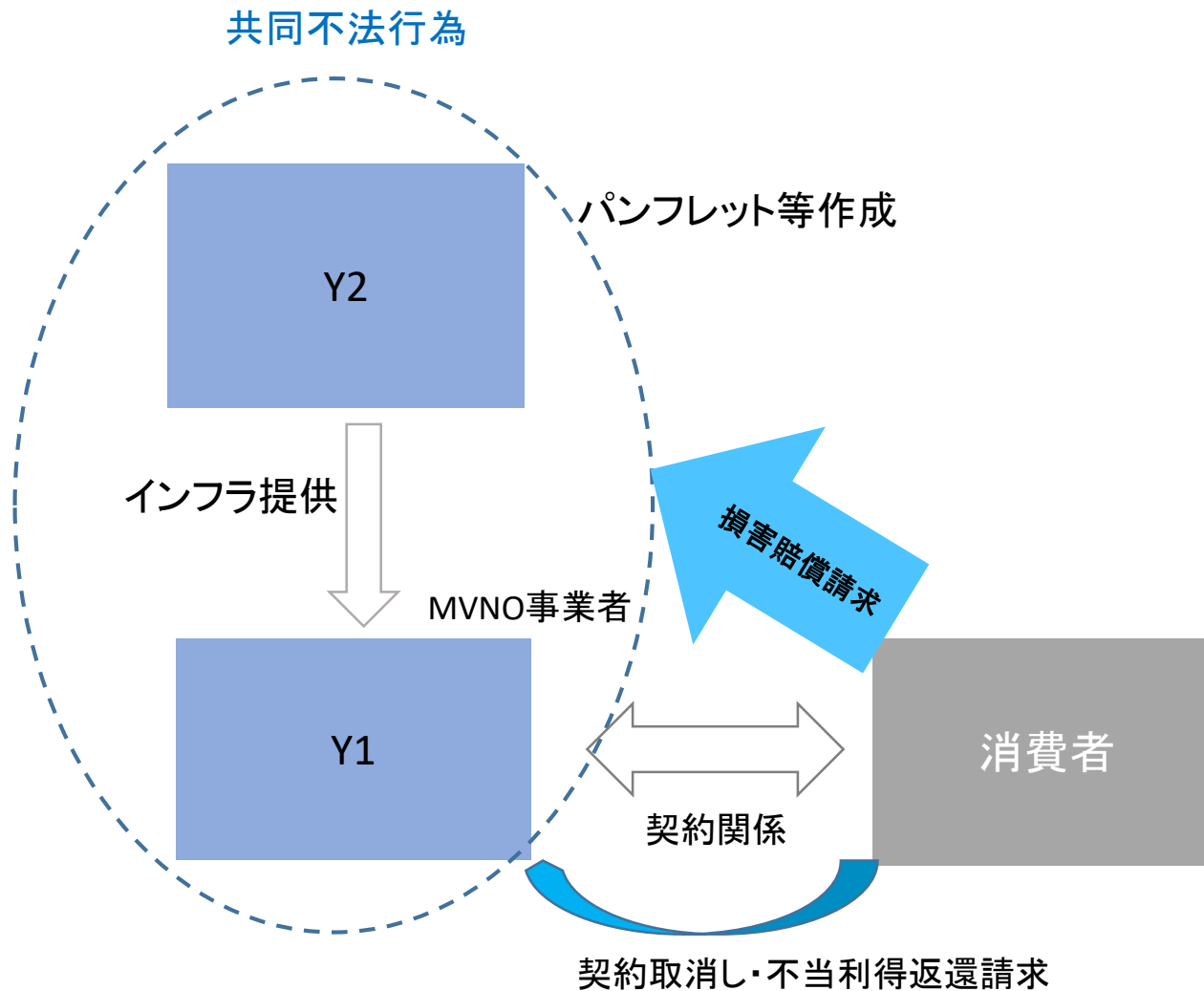
(参考) 広告事業者の責任を認めた裁判例

【東京高裁平成30年4月18日判決】

店頭にて無線データ通信サービスの提供契約を締結した消費者(X)が、モバイル通信キャリアが作成する広告(パンフレット等)や販売店の説明において、いわゆる使い放題とうたいながら、実際は3日間の通信量が3GBを超えると通信制限が課されるものであったとして、当該契約を取り消すとともに、直接の契約の相手方であるMVNO(仮想移動体通信事業者)(Y1。後述Y2の許諾を受けてY2のイメージキャラクターや広告を自社の広告として利用していた。)と、Y1への通信設備(インフラ)の貸与者であり広告の作成主でもあるモバイル通信キャリア(Y2)を提訴した事案。

判決では、Y1による電気通信事業法上の説明義務違反及び消費者契約法第4条第1項第1号の不実告知にあたることを指摘したうえで、XのY1に対する本件契約の取消し及びY1に対する既払いの利用料等の不当利得返還請求を認めた。また、Y1及びY2の広告における表示は、景品表示法上の不当表示に該当するとはいえるところで、Y1及びY2の広告の表示における過失を認め、共同不法行為に該当すると判断した(なお、Y1の説明義務違反に基づく不法行為も認定)。その上で、不要な本件契約を締結させられたことによる慰謝料として1万円の支払いを命じた。

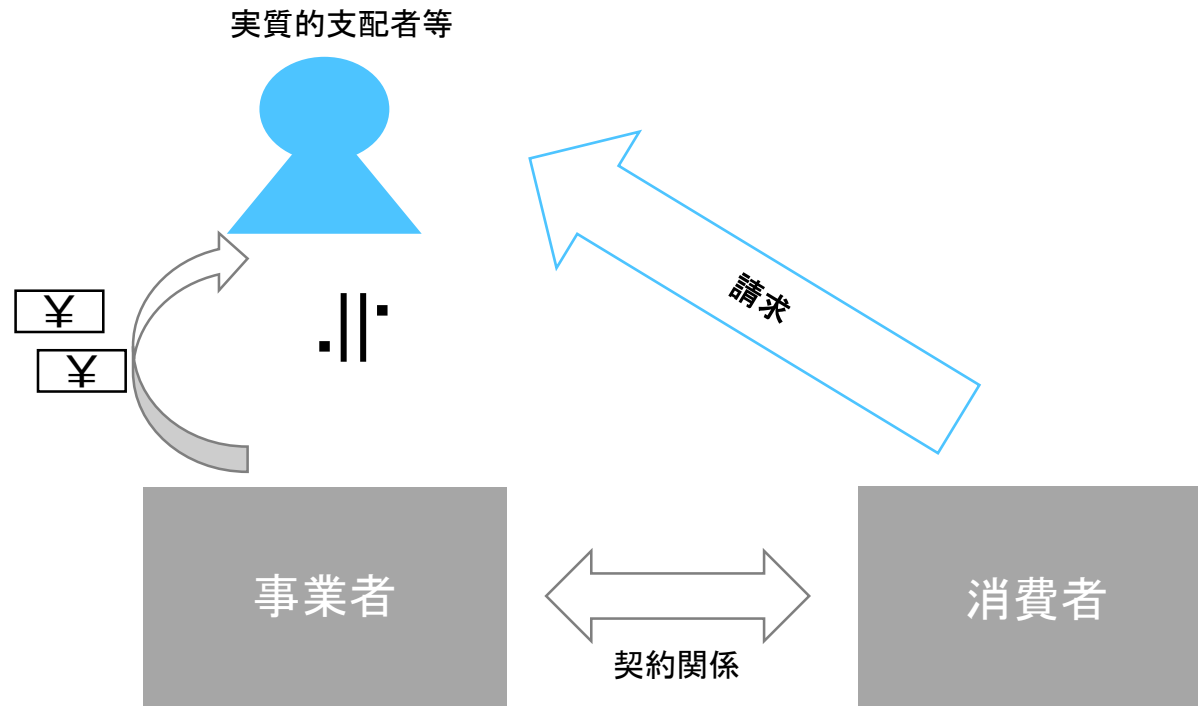
(参考) 広告主体の責任を認めた裁判例(イメージ図)



被告の範囲(類型Ⅱ)について

類型Ⅱ：法人である事業者の実質的支配者等に対する請求(組織的に違法な商法を主導した個人等)

(例)



第3回の議論に基づく検討のポイント

- 非常に悪質な事業者については何らかの対応が必要である点は、共通の理解

検討のポイント

- ①組織的に違法な商法を主導した個人を被告とすべきか
- ②被告として対象とする個人の範囲を検討するとして、どのような区分けが考えられるか（共同不法行為責任を負う場合等）
- ③被害救済の実効性との関係をどのように考えるか

【関係する主な意見】

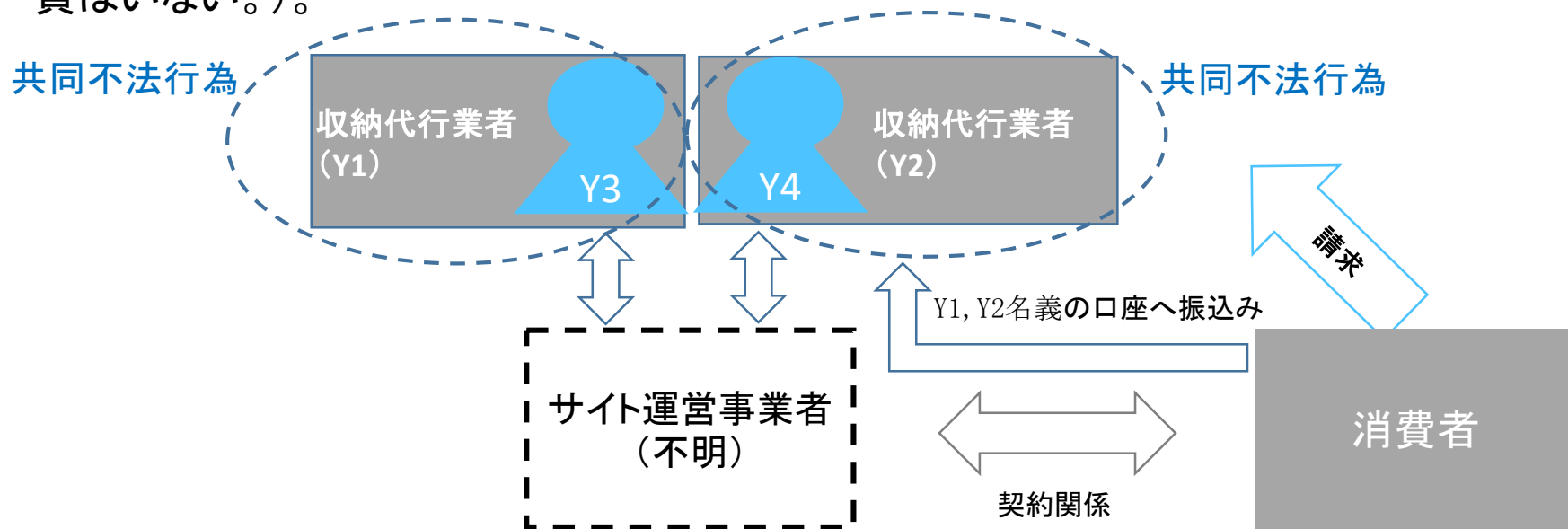
- 実質的な支配者をどういう切り分けていくのかというのは一つの課題だが、それがきちんと切り分けができるのであれば積極的に取り込んでいくべき。例えば、メインの事業者に対する共通義務確認訴訟が提起をされていることを大前提として、その訴訟における責任原因に係る事実を前提として別個の責任原因が構成され得るようなケースについては、その個人については、その当該事業者に対する訴訟の中で被告とすることはできるとすることによって、応訴の負担もしくは予測可能性を踏まえた一定のバランスが取れた結論が取れるのではないか
- 悪質事業者の場合は仮に団体が訴訟をしても、財産等が散逸しており、結果的に救済につながらないという懸念は制度設計時にも十分に議論したし、現実にもそういう事態が発生していると認識している。また、悪質かどうかを判断することや実質的な支配者を定義することは極めて難しいのではないか。したがって、現時点で制度化することは困難ではないか

(参考) 代表者等の民法上の不法行為責任の肯定例①

① 代表者自身による不法行為の事案(東京地裁平成29年5月10日判決)

出会い系サイトを利用して、事業者の関係者がメッセージの交換相手を装い、利用者に対して、ポイント購入の名目で金銭を振り込ませるいわゆるサクラサイトに対して、最終的に数百万円の金銭を振り込んだ消費者が、収納代行業者2社(Y1、Y2)とその代表取締役(Y3、Y4)に対して不法行為に基づく損害賠償を求めた事案(サイト運営事業者は所在不明)。

判決では、収納代行業者(Y1社)とその代表取締役(Y3)は、サイト運営会社に対して口座を提供したり、1日数回の現金引出行為等を行っていたこと、他方の収納代行業者(Y2社)とその代表取締役(Y4)については、自らの行為が振り込め詐欺における「出し子」に当たることを十分に認識しており、サイト運営事業者と一体となって詐欺行為を行っていたものと認められると判断して、Y1社及びY3につきY1口座が用いられた振込みの範囲で、Y2社及びY4につきY2口座が用いられた振込みの範囲で、共同不法行為責任を負うとした(なお、収納代行業者2社は従業員はいずれも代表者のほかには従業員はいない。)。

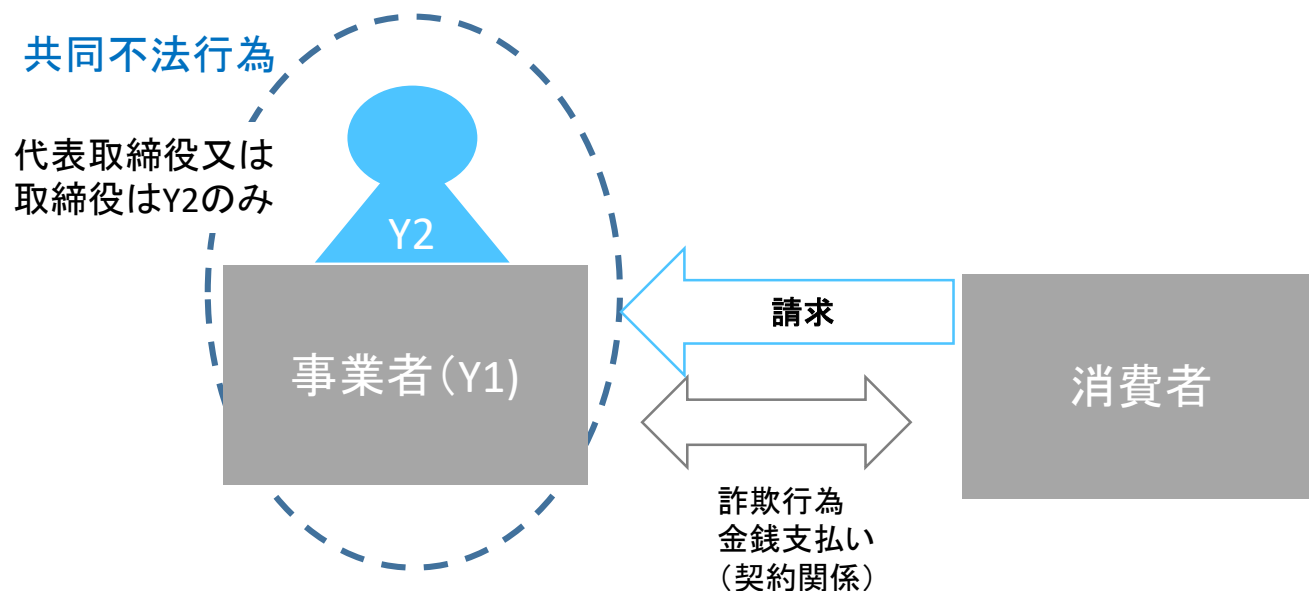


(参考) 代表者等の民法上の不法行為責任の肯定例②

② 代表者が違法行為を指揮監督していた事案(東京地裁平成30年 4月24日判決)

被告事業者(Y1社)が運営する、占いにより運命鑑定等を行う本件各サイトを利用するために、複数回にわたり計400万円余相当額のポイントを購入した原告が、被告事業者及び同社の代表取締役(Y2)に対して不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。

判決では、Y1社は、本件各サイトにおいて占い等を行うことを標榜しておきながら、実際にはこれを行わず、有料のポイントを原告に費消させて同社が利益を得る行為をしていたもので、当該行為は、詐欺に該当し、原告に対する不法行為に該当するとした。その上で、同社の代表取締役(Y2)については、「被告会社の代表取締役又は取締役はY2のみであるから、Y2は被告会社の業務全般を実質的に指揮監督していた」ことから、Y1社とともに、共同不法行為責任を負うと判断して、原告の請求を認容した。



(参考) 代表者等の民法上の不法行為責任の肯定例③

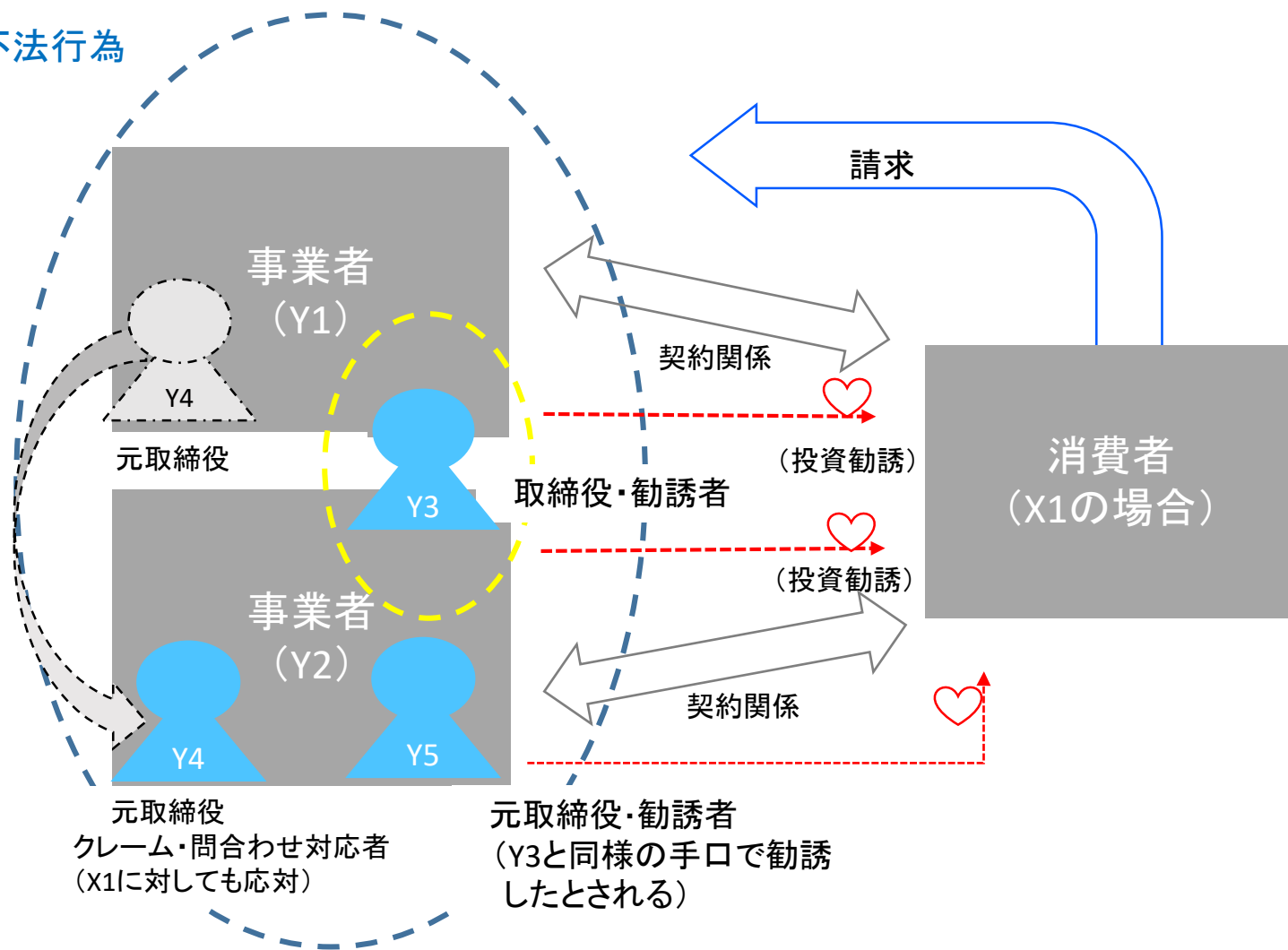
③取締役が加担していた事案(東京高裁平成28年4月20日判決)

被控訴人(消費者)ら2名は、いずれも結婚紹介サイトで知り合った相手方から、デート商法による投資勧誘をされ、複数回にわたり、合計約700万円もしくは約1600万円の金銭を支払ったため、当該事業者、勧誘者及びクレーム対応者に対して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案の控訴審。一審では、一審被告事業者Y1社及びY2社並びにY1社の元取締役Y3(勧誘者)、Y1社・Y2社の元取締役Y4(クレーム対応者)及びY2社の元取締役Y5(勧誘者)に対して、共同不法行為責任が認められ、Y4のみが控訴した事案。

控訴人Y4は、Y1社の元取締役であり、後の期間はY2社の取締役であったところ、それらの期間において、Y4は、クレーム対応を一手に引き受け、弁護士からのクレームに対する対応をも行っていたのであり、Y1社らが業務として違法なデート商法によって出資等の勧誘を行っていることを認識しながらこれに加担したものであることを理由に、Y4は共同不法行為責任を負うものと判断した。

(参考) 肯定例③のイメージ図

共同不法行為



(参考) 代表者等の民法上の不法行為責任の肯定例④

④ 詐欺行為へ加担した者の責任を認めた事案(東京地裁令和2年6月18日判決)

原野商法のいわゆる二次被害の事案。消費者が相当以前に、原野商法で騙されて購入したままとなっていた土地につき、不動産事業者が、Xに対して、買い手がいると称し売却を持ちかけた。それを受け入れ、同事業者に言われるがままに手続費用等の名目で数百万円の金銭を支払った消費者が、同事業者の名目上代表取締役(Y1)、関係者に依頼され事業者の名義貸しを行った宅建士(Y2)、代表取締役就任及び名義貸しを依頼した者(Y4)、更にそれらをY4に依頼した者(Y3。Y1の就任登記を行ったほか、事業者が本件以前に提訴された際にもY1から相談を受け、対応の助言等を行っていた。)の4名に対して、不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案。

判決では、事業者による本件行為が詐欺行為であると認めた上で、名目的代表取締役Y1につき会社法上の責任を認めたほか、民法上の不法行為責任として、Y2からY4につき以下のとおり認めた。①Y2につき、本件詐欺行為に係る不法行為の幫助責任(第719条第2項)を、②Y4につき、訴外本件において直接欺罔行為を行った者とともに、Xに対して直接に詐欺行為に積極的に関与したものと認めた(第719条第1項)。さらに、③Y3については、遅くともY1から最初に提訴につき相談があった時点で、事業者が不動産取引を利用した詐欺行為を行っていること等を認識していたと認定した上で、本件詐欺行為について共同不法行為責任(第719条第1項)を負うものと判断して、原告の請求を認容した。

(参考) 肯定例④のイメージ図

共同不法行為

